

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2005-18189

(P2005-18189A)

(43) 公開日 平成17年1月20日(2005.1.20)

(51) Int. Cl.⁷

G06F 1/16

A47B 37/00

F I

G06F 1/00 313A

A47B 37/00 505B

テーマコード (参考)

審査請求 未請求 請求項の数 6 O L (全 7 頁)

(21) 出願番号	特願2003-178940 (P2003-178940)	(71) 出願人	303013763 日本電気エンジニアリング株式会社 東京都港区芝浦三丁目18番21号
(22) 出願日	平成15年6月24日 (2003.6.24)	(74) 代理人	100106563 弁理士 中井 潤
		(72) 発明者	岸人 徳恭 東京都港区芝浦三丁目18番21号 日本 電気エンジニアリング株式会社内

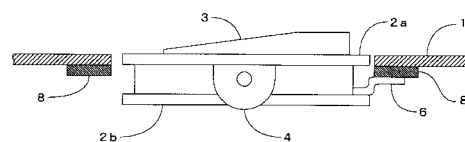
(54) 【発明の名称】 コンソール卓

(57) 【要約】

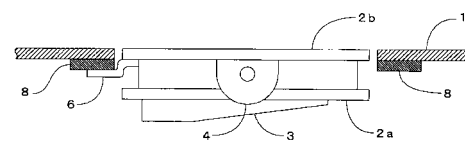
【課題】 取り外した天板等が邪魔になることがなく、キー入力を容易に行うことができ、一般的なコンソール卓に適用することもでき、誤ってキー入力をする恐れもなく、外観にも優れたコンソール卓を提供する。

【解決手段】 開口部を有する卓面1と、卓面1の開口部に配置され、入力装置を載置して固定することのできる載置面2aと載置面2aの裏側の平板状の非載置面2bとを備えた回転板2と、回転板2を回動可能に支持する支持手段4、5と、回転板2の載置面2a及び非載置面2bの各々が卓面1と略々同一平面になる位置で回転板を固定する係止手段7とを備えたコンソール卓。回転板2が180°以上回転するのを防止するストッパ手段6を備えることが好ましい。入力装置は、キーボード3、マウス等とすることができる。

【選択図】 図4



(a)



(b)

【特許請求の範囲】

【請求項 1】

開口部を有する桌面と、
 該桌面の開口部に配置され、入力装置を載置して固定することのできる載置面と該載置面の裏側の平板状の非載置面とを備えた回転板と、
 該回転板を回動可能に支持する支持手段と、
 前記回転板の前記載置面及び非載置面の各々が前記桌面と略々同一平面になる位置で前記回転板を固定する係止手段とを備えたことを特徴とするコンソール卓。

【請求項 2】

前記回転板が 180°以上回転するのを防止するストッパ手段を備えたことを特徴とする請求項 1 記載のコンソール卓。 10

【請求項 3】

前記入力装置は、キーボードを含むことを特徴とする請求項 1 または 2 記載のコンソール卓。

【請求項 4】

開口部を有する桌面と、
 該桌面の開口部に配置され、入力装置を載置して固定した載置面と該載置面の裏側の平板状の非載置面とを備えた回転板と、
 該回転板を回動可能に支持する支持手段と、
 前記回転板の前記載置面及び非載置面の各々が前記桌面と略々同一平面になる位置で前記回転板を固定する係止手段とを備えたことを特徴とするコンソール卓。 20

【請求項 5】

前記回転板が 180°以上回転するのを防止するストッパ手段を備えたことを特徴とする請求項 4 記載のコンソール卓。

【請求項 6】

前記入力装置は、キーボードを含むことを特徴とする請求項 4 または 5 記載のコンソール卓。

【発明の詳細な説明】

【0001】

【発明の属する技術分野】

本発明は、コンソール卓に関し、特に、コンピュータその他の端末装置を実装し、キーボード等の入力装置を載置する桌面を有効利用することのできるコンソール卓に関する。 30

【0002】

【従来の技術】

従来、コンピュータをコンソール卓に実装する場合には、図 5 及び図 6 に示すように、キーボード 22 を桌面 21 に実装していた。しかし、このようなコンソール卓では、キーボード 22 の未使用時には、キーボード 22 及びカールコード 23 が邪魔になり、キーボード 22 を移動させないと、卓上のスペースを他の作業に使用することができなかった。

【0003】

この問題を解決するため、例えば、キーボードを天板と結合したコンソール卓において、キーボードの周辺に天板との段差を設け、天板と同一平面をなすように平板を載せることにより、キーボードを使用していない場合には、平板を載置し、書類を置いたり、伝票を書いたりすることができ、通常の事務机としても使用可能としたコンソール卓が提案されている（特許文献 1 参照）。 40

【0004】

また、同様の目的で、特許文献 2 には、コンピュータに接続可能なコンソール等のキーボードが設置されている机において、平らな表面に触れるだけでキー入力可能なタッチセンサ式のキーボードが機の内部に埋め込まれるとともに、キーボードのキー入力の有効無効を操作することのできるスイッチを有し、キーボードの未使用時には、キー入力スイッチを無効に切り替えるだけで、机上の全スペースを他の作業に利用することのできる机が提 50

案されている。

【0005】

【特許文献1】

実開昭55-93032号公報

【0006】

【特許文献2】

特開昭62-14809号公報

【0007】

【発明が解決しようとする課題】

しかし、上記特許文献1に記載のコンソール卓では、キーボードの使用時に天板を取り外す必要があるため、取り外した天板が邪魔になるという問題があった。また、キーボードが卓上より低い位置に固定されているため、キー入力しづらいという問題もあった。さらに、同文献に記載されたコンソール卓は、通常使用されている一般的なコンソール卓に適用することができず、専用のコンソール卓を製造する必要があった。

10

【0008】

一方、特許文献2に記載の机では、キーボードの不使用时にキーボードのキー入力を無効にすることを忘れると、卓上の書類等を置いた場合に誤ってキー入力をする恐れがあった。また、平らな表面に埋め込まれたタッチセンサ式のキーボードは、キー入力しづらいという問題もあった。さらに、卓上に常に埋め込まれたキーボードが視認されるため、外観に劣るという問題もあった。

20

【0009】

そこで、本発明は、上記従来のコンソール卓等における問題点を鑑みてなされたものであって、取り外した天板等が邪魔になることがなく、キー入力を容易に行うことができ、一般的なコンソール卓に適用することもでき、誤ってキー入力をする恐れもなく、外観にも優れたコンソール卓を提供することを目的とする。

【0010】

【課題を解決するための手段】

上記目的を達成するため、本発明は、コンソール卓であって、開口部を有する桌面と、該桌面の開口部に配置され、入力装置を載置して固定することのできる載置面と該載置面の裏側の平板状の非載置面とを備えた回転板と、該回転板を回動可能に支持する支持手段と、前記回転板の前記載置面及び非載置面の各々が前記桌面と略々同一平面になる位置で前記回転板を固定する係止手段とを備えたことを特徴とする。ここで、コンソール卓とは、コンピュータその他の端末装置を実装し、入力装置を載置する桌面を有するものをいう。

30

【0011】

また、本発明は、コンソール卓であって、開口部を有する桌面と、該桌面の開口部に配置され、入力装置を載置して固定した載置面と該載置面の裏側の平板状の非載置面とを備えた回転板と、該回転板を回動可能に支持する支持手段と、前記回転板の前記載置面及び非載置面の各々が前記桌面と略々同一平面になる位置で前記回転板を固定する係止手段とを備えたことを特徴とする。

【0012】

そして、本発明によれば、回転板の載置面または非載置面のいずれか一方を桌面と略々同一平面になる位置で固定することができるため、入力装置を使用する場合には、入力装置を使用してコンピュータ等への入力操作を行い、入力装置を使用しない場合には、非載置面が桌面と略々同一平面とすることができるため、従来のように、取り外した天板等が邪魔になることがなく、誤って入力操作を行う恐れもなく、入力操作を容易に行うことができる。一般的なコンソール卓に適用可能で、外観にも優れたコンソール卓を提供することができる。

40

【0013】

上記コンソール卓において、前記回転板が180°以上回転するのを防止するストッパ手段を備えることが好ましい。これによって、回転板の回転角度を制限することができ、入

50

力装置に付設されたカールコードが絡まる等の不具合を防止することができる。

【0014】

前記入力装置は、キーボードを含むものとすることができる。キーボードの他、マウス等の入力装置であっても、同様に本発明を適用することができる。

【0015】

【発明の実施の形態】

次に、本発明の実施の形態について図面を参照しながら説明する。

【0016】

図1は、本発明にかかるコンソール卓の一実施の形態を示し、このコンソール卓は、桌面1に、回転板2を備える。

【0017】

回転板2は、図2及び図3に示すように、キーボード3を実装する面(以下、「実装面」と略称する)2aと、その反対側に、キーボード3を実装しない面(以下、「非実装面」と略称する)2bとを有する。また、実装面2aと非実装面2bとの間には、キーボード3のカールコード3aと回転軸受け機構4が挿入される空間2cが設けられる。

【0018】

実装面2aには、コード孔2dが穿設され、コード孔2dを通過してキーボード3のカールコード3aが回転板2に挿入可能に構成される。

【0019】

空間2cに挿入されたカールコード3aは、右側または左側の回転軸受け機構4を通り、卓側に出力され、コンピュータと接続することができる。カールコード3aは、回転軸受け機構4の横を通るとともに、回転板2の回転は、180°に限定されるため、絡まることなく回転板2から卓上にもたらされる。

【0020】

回転軸5は、回転板2の左右中央部に位置し、回転板2を回転させる。回転板2には、必要以上(180°以上)の回転を防止するためのストッパ6が設けられ、回転板2の回転が180°以上とならないように制限されている。

【0021】

係止手段7は、桌面1(図1参照)に実装され、実装面2aと非実装面2bとのいずれかで回転板2を桌面1に固定する。係止手段7は、回転板2の空間2cで回転板2に係止し、コンソール卓の使用者が係止手段7による係止を解除している間に、回転板2を回転させ、実装面2aまたは非実装面2bのいずれかを選択することができる。

【0022】

回転板2の空間2cを形成するスペーサ2eは、磁性体で形成され、桌面1及び回転板2の上下裏面に磁石8を設けることにより、磁石8の磁力でスペーサ2eを押さえ、回転板2の実装面2aまたは非実装面2bのいずれが桌面1側になっている場合でも、回転板2のがたつきを押さえることができる。

【0023】

次に、上記構成を有するコンソール卓の動作について、図4を参照しながら説明する。

【0024】

まず、図4(a)に示すように、キーボード3が載置面2aに固定され、この状態では、ストッパ6が磁石8に当接し、磁石8の磁力によって磁石8に吸着されているため、回転板2ががたつかないように固定されている。そして、この状態でキーボード3を使用することができる。

【0025】

キーボード3を使用しない場合には、上述の係止手段7による係止を解除し、回転板2を矢印方向に回転させると、図4(b)に示すように、キーボード3及びカールコード3a(図2参照)が載置面2aとともに桌面1の裏側に隠れ、その代わりに、回転板2の非載置面2bが卓上に現れ、非載置面2bが桌面1と略々同一平面内に位置するため、桌面1に書類を置いたり、伝票を書いたりすることができ、通常の机として利用することができ

10

20

30

40

50

る。

【0026】

【発明の効果】

以上説明したように、本発明によれば、取り外した天板等が邪魔になることがなく、キー入力等を容易に行うことができ、一般的なコンソール卓に適用することもでき、誤ってキー入力等をする恐れもなく、外観にも優れたコンソール卓を提供することができる。

【図面の簡単な説明】

【図1】本発明にかかるコンソール卓の一実施の形態を示す正面図である。

【図2】本発明にかかるコンソール卓の卓回転部を示す詳細図であって、(a)は平面図、(b)は正面図、(c)は側面図である。

10

【図3】本発明にかかるコンソール卓の回転板を示す詳細図であって、(a)は平面図、(b)は正面図、(c)は背面図、(d)は側面図である。

【図4】本発明にかかるコンソール卓の動作説明図であって、(a)は載置面が卓上に現れた状態、(b)は非載置面が卓上に現れた状態を示す概略図である。

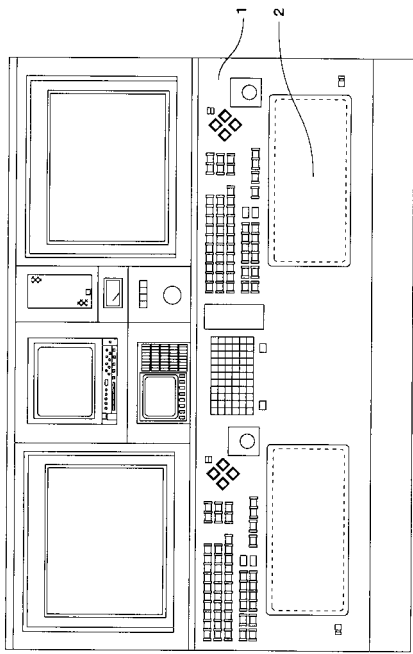
【図5】従来のコンソール卓にキーボードを実装した状態を示す側面図である。

【図6】従来のコンソール卓にキーボードを実装した状態を示す正面図である。

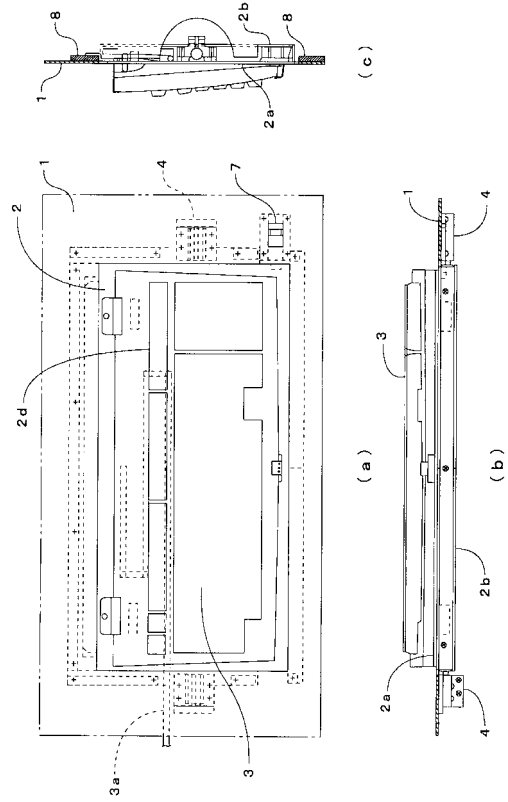
【符号の説明】

1	卓面	
2	回転板	
2 a	実装面	20
2 b	非実装面	
2 c	空間	
2 d	コード孔	
2 e	スペーサ	
3	キーボード	
3 a	カールコード	
4	回転軸受け機構	
5	回転軸	
6	ストッパ	
7	係止手段	30
8	磁石	

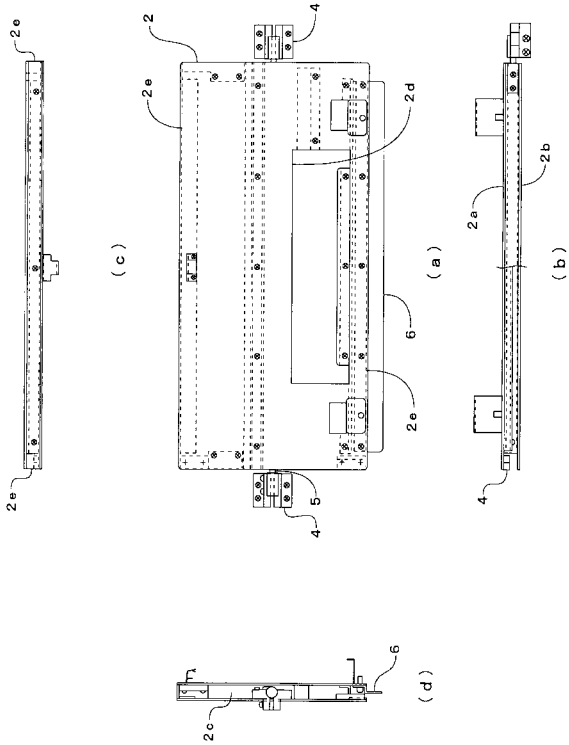
【 図 1 】



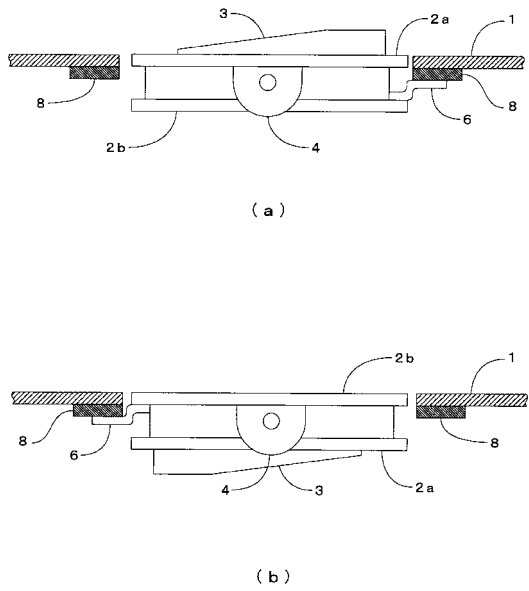
【 図 2 】



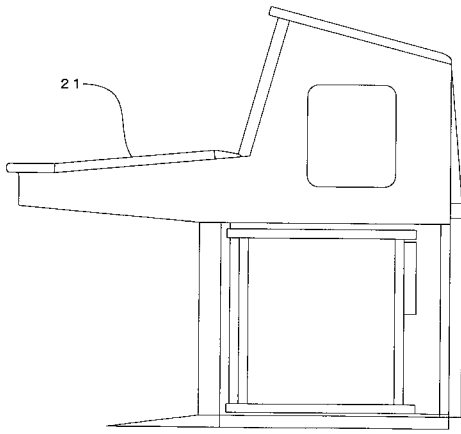
【 図 3 】



【 図 4 】



【 図 5 】



【 図 6 】

